

**全国自立援助ホーム協議会**  
**平成 27 年度 国家予算要望書**

<p><b>1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項</b></p> <p>ホームの宿直ローテーション勤務を前提として、現状の 6 名までの職員配置基準である常勤職員 2 名と補助職員 1 名のところを、それぞれ 1 名ずつの増員（常勤職員 3 名、補助職員 2 名の態勢）を要求します。</p>
<p><b>2. ホームの運営に関すること</b></p> <p>《児童用採暖費の適用》 児童の冬季の暖房（採暖）に必要な経費について、他の児童福祉施設と同様の適用を要求します。 《施設機能強化推進費の適用》</p> <p>①自立援助ホームにおいても防災対策を強化する必要に迫られています。職員はじめ入居児童への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進させる必要があります。</p> <p>②新しいホームが増えている現状において、他のホームと合同での処遇困難事例のケース検討会の開催や職員の施設間交流などにより処遇技術を互いに学び合うなど、ホーム間の人的交流、情報交換を通して職員の質（力量）の向上を図り、日々の支援に役立てることが急務です。</p>
<p><b>3. 子どもたちの生活援助・就労援助に関する事項</b></p> <p>①入居支度金、就職支度金の支給を要求します。</p> <p>②在所期間の延長について、当面は児童が 20 歳の年度末まで可能とするよう要求します。</p> <p>③資格取得のための援助 自動車運転免許、ホームヘルパー、IT 関連、溶接、等々の資格取得の助成を要求します。</p>
<p><b>4. 対外調整・アフターケアに関する事項</b></p> <p>《「社会生活支援専門相談員」の配置》 「社会生活支援専門相談員」は、入居中におけるリービングケアから退居後のアフターケアに至るまでの一連の支援をする役割を持つもので、「就労自立」を目的とする自立援助ホームにとっては、必要不可欠な専門職員です。退居後の支援、さらに 20 歳以降の具体的な支援の充実のためにも強く要望します。</p>